

議会案第 1 号

白河市議会委員会条例の一部を改正する条例

白河市議会委員会条例（平成 17 年白河市条例第 191 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「それぞれ」の次に「次項第 1 号から第 4 号までに規定する常任委員会のいずれか」を加え、「常任委員」を「委員」に改め、同条第 2 項第 1 号及び第 2 号中「7 人」を「6 人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年 7 月 19 日提出

理 由

常任委員の所属規定の条文を整理するとともに、議員定数が 24 人となったため、常任委員会の委員定数の改正が必要となったため、所要の改正を行うものです。